

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月20日

住所 愛知県岡崎市北野町字二番沢68番地
事業者名 愛知環状鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 平田 雅也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社では移動等円滑化の促進に関する基本方針において定められる、利用者数三千人以上の駅におけるエレベーターによる1ルート整備率は、令和5年度末時点で62.5%（8駅中5駅）となっている。令和6年度は中岡崎駅のバリアフリー化に向けた、関係自治体によるバリアフリー基本構想策定を予定している。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

高齢者や障害者等への対応力を強化するため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」等を参考にした講習を勉強会等で実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
中岡崎駅	・エレベーター整備に向けた関係自治体との協議を実施する ・エレベーター整備に向けた概略設計作業を実施する ・関係自治体によるバリアフリー基本構想策定を予定
六名駅、北岡崎駅、 大門駅、愛環梅坪 駅、貝津駅	・ホーム縁端部にCPラインを整備する
瀬戸口駅	・駅入口の階段部に手すりを整備する

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	無人駅または小規模駅において、事前連絡があれば近隣の主要な駅などから係員を配置し対応する（継続）
筆談サービスの提供	有人駅（時間有人駅含む）において筆談マークを掲出し、要望があれば筆談で対応する（継続）

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
声掛けサポートの周知	声掛けサポート運動のポスターを掲示し、利用者へ声掛けサポートの周知を図る（継続）

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの周知	ホームページおよび駅構内に乗降補助サービスに関する案内を掲示し利用者への周知を図る（継続）

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
勉強会の実施	高齢者や障害者等への対応力を強化するため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」等を参考にした講習を勉強会等で実施する（継続）

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
多機能トイレ、優先席の利用に関する啓発	真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者の理解の促進を図るため、ポスターの掲示による啓発を行う（継続）

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

共同使用駅における車椅子利用者等の情報共有を行い、利用者のスムーズな乗継を支援する（継続）

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページ

Ⅵ その他計画に関連する事項

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。